

株式会社足利銀行が実施する 株式会社アルファード計画に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社足利銀行が実施する株式会社アルファード計画に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 10 月 27 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社アルファーク画に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社足利銀行

評価者：株式会社足利銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社足利銀行（「足利銀行」）が株式会社アルファード企画（「アルファード企画」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、足利銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。足利銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、足利銀行にそれを提示している。足利銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

足利銀行は、本ファイナンスを通じ、アルファ企業企画の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、アルファ企業企画がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、足利銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 足利銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

< P I F 概略図 >



(出所：足利銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、足利銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、足利銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て足利銀行が作成した評価書を通して足利銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、足利銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展

形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるアルファ企業から貸付人・評価者である足利銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

株式会社 アルファー企画

2026 年 10 月 27 日

株式会社 足利銀行

目次

1. はじめに	1
2. 会社概要	2
(1) 基礎情報.....	2
(2) 沿革.....	4
(3) 組織.....	5
(4) 経営理念.....	7
(5) 事業内容.....	8
3. 地域との関連性.....	11
4. 包括的分析	12
(1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析.....	12
(2) 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性	15
5. サステナビリティ活動.....	18
(1) 環境面での活動.....	18
(2) 社会面での活動.....	20
(3) 経済面での活動.....	29
6. KPI の設定	31
(1) 環境面.....	32
(2) 社会面.....	33
(3) 経済面.....	35
7. マネジメント体制.....	36
8. モニタリング	37

1. はじめに

足利銀行は、株式会社アルファ企画（以下、「同社」という。）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、同社の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価した。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（JCR）の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業¹に対するファイナンスに適用している。

<本ファイナンスの概要>

金額	100,000,000円
資金用途	運転資金
実行日	2026年 10月 27日
モニタリング期間	5年

¹ IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業ならびに会社法の定義する大会社以外の企業

2. 会社概要

(1) 基礎情報

同社は、埼玉県蕨市に本社を置き、建築物の空調・衛生設備工事に関する設計、施工管理および保守を一貫して手掛ける管工事業者である。オフィスビル、商業施設、公共施設等における空調設備工事と給排水衛生設備の新設・改修工事を幅広く実施している。グループ会社には、「株式会社アルファードバンス」（以下、「アルファードバンス」という。）「富士設備工業株式会社」（以下、「富士設備工業」という。）「友和設備工業株式会社」（以下、「友和設備工業」という。）がある。

企業の基本情報は以下のとおりである。

企 業 名	株式会社アルファードバンス	
本社所在地	埼玉県蕨市塚越7丁目33番3号	
本店所在地	埼玉県川口市並木2丁目34番8	
東京支店	東京都台東区東上野3丁目33-8 渡井ビル4階	
事業所	静岡営業所	
役職員数	34名（役員4名、正社員30名）	
設 立	1989年2月	
資 本 金	40百万円	
業 種	管工事業	
事業内容	建築空調・衛生設備工事の設計施工・監理及び保守サービス	
許認可登録等	管 工事業 国土交通省大臣 許可（特-6）第23466号 消防施設 工事業 国土交通省大臣 許可（般-6）第23466号	
グループ会社	株式会社アルファードバンス	持株会社
	富士設備工業株式会社	管工事業
	友和設備工業株式会社	衛生設備工事業

（2026年8月現在）

< 本社 >



< 本店 >



出典：同社提供資料

(2) 沿革

同社は1989年2月に有限会社アルファ企画として設立され、空調・衛生設備工事を主力として首都圏で事業を拡大してきた。発注者からの信頼を積み重ねる中で案件規模が拡大し、それに合わせて従業員数も増加している。

1993年1月には官庁工事への本格導入を視野に株式会社へ移行し、1997年2月には本店を埼玉県蕨市へ移転することで、地域に根差した設備工事会社としての事業基盤を整えた。2009年9月に東京支店、2015年6月に静岡営業所を開設し、都心部および静岡地域における事業体制を拡充した。

官庁工事を含む受注機会の拡大を図るため、2015年11月には本店を川口市へ移転するとともに、本社機能を蕨市に再設置し、二拠点体制を構築した。また、地域設備工事事業者の事業承継を進め、2016年9月に富士設備工業、2020年4月に友和設備工業をグループ企業化することで、空調・衛生設備工事を担う三社による施工体制を整えた。

このように、組織形態の変更や拠点再編、グループ企業の事業承継を通じて段階的に事業を拡大しており、今後も地域密着型の設備工事事業者としての役割を維持しつつ、官民双方のニーズに応える体制強化を進めていく。

沿革	
1989年 2月	有限会社アルファ企画設立
1993年 1月	株式会社アルファ企画へ組織変更
1997年 2月	埼玉県蕨市へ本店移転
2009年 9月	東京支店開設
2015年 6月	静岡営業所開設
2015年11月	埼玉県川口市へ本店移転 埼玉県蕨市に本社設置
2016年 9月	富士設備工業株式会社をグループ企業化
2020年 4月	友和設備工業株式会社をグループ企業化

(2026年8月現在)

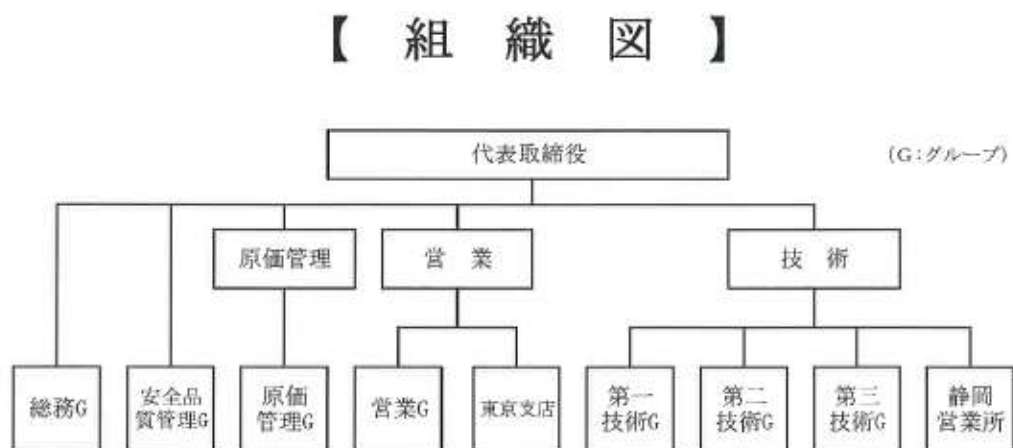
(3) 組織

同社の組織・グループ体制は下図の通りである。

同社は代表取締役を中心とした統括体制のもと、埼玉県蕨市に本社、川口市に本店、東京都台東区に東京支店、静岡県内に静岡営業所を配置している。各拠点はいずれも事務所機能を担い、工場は保有していないものの、空調・衛生設備工事の営業・設計・施工・保守の各機能を拠点ごとに適切に分散配置することで、首都圏および静岡エリアの案件に迅速に対応できる体制を整えている。社内組織は管理部門と工事部門を基軸として構成され、管理部門が総務・経理・人事・労務および官庁工事に係る入札・契約事務を担い、工事部門が営業・設計・見積・工程・品質・安全管理までを一貫して担当している。案件ごとに本社・本店・各拠点から必要な人員を適切に配置し、工期や規模に応じた施工体制を整えている。

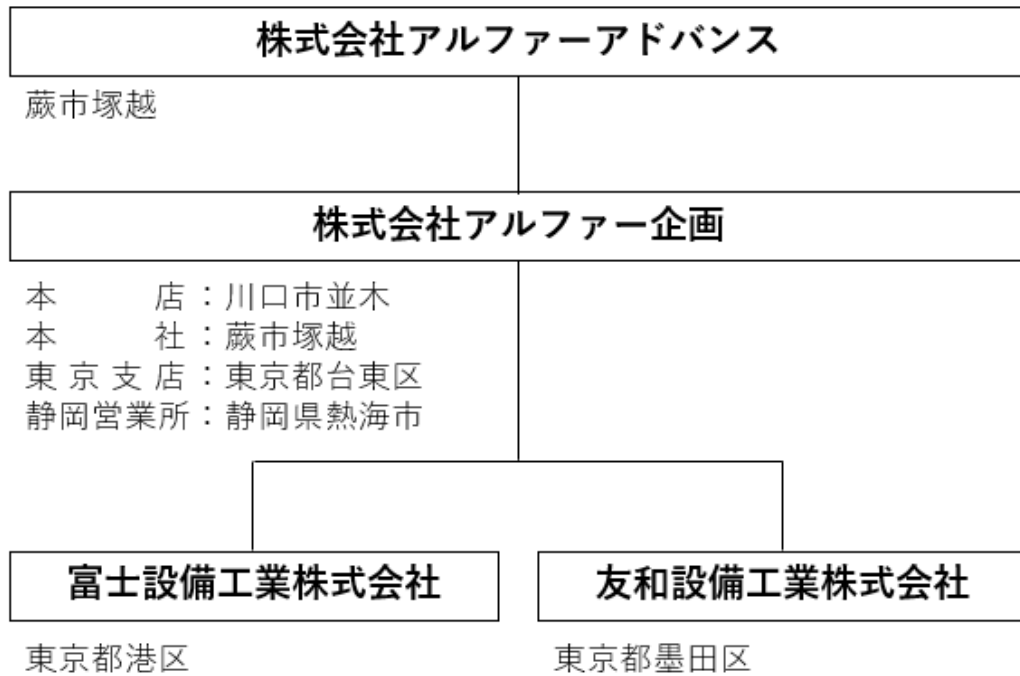
同社は、持株会社アルファードバンスのもと、富士設備工業・友和設備工業とともにグループとして事業を展開しており、各社の社名・事業体を維持しつつ、ガバナンスおよび業務プロセスの標準化を進めている。三社横断の営業会議・工事部会・経営会議を設けることで、受注案件や工事進捗、人員の融通方針を共有し、必要に応じて富士設備工業・友和設備工業から技術者・施工管理者を派遣できる体制を整備している。

<組織図>



出典：同社提供資料

<グループ体制表>



出典：同社提供資料より足利銀行作成

(4) 経営理念

同社の経営理念は「礼節、技術、健康を理念とし、質の高い製品とサービスの提供により顧客の満足と信頼、社会からの高い評価を獲得する」である。空調・衛生設備工事を単なる工事ではなく、安全で快適な環境を長期にわたり支える基盤と捉え、顧客からの信頼に応え続けることを最重要視している。

技術力と丁寧な仕事ぶりが評価されてきたとの認識のもと、礼節を重んじた誠実な姿勢と、安全・品質を確保した施工を徹底している。官庁工事を含む公共性の高い案件においても、工期や予算の制約下で安全と品質を損なうことなく、顧客の立場に立った提案を行う姿勢を貫いている。

また、同社は「地域に根ざした設備工事会社として、事業承継を地域の技術、雇用の継続に資する重要な取組みと位置付けている。社名や組織を可能な限り維持する方針は、人と組織の継続性を重んじる同社の価値観を体現している。

経営理念・方針は朝礼や会議で日常的に共有されている。こうした理念に基づき、今後も技術力の向上と創意工夫を通じて、持続的な成長を目指していく。

経営理念
礼節、技術、健康を理念とし、 質の高い製品とサービスの提供により 顧客の満足と信頼、社会からの高い評価を獲得する

(5) 事業内容

同社の主たる事業は、「空調設備工事」と「衛生設備工事」の2つである。建築物の用途や規模に応じた設備計画を立案し、安全性と品質を確保した設備工事を行っている。官民双方の発注者から依頼を受け、オフィスビル、商業施設、公共施設等多様な建築物に対してサービスを展開している。

< 業務フロー >



出典：同社 HP

1) 空調設備工事

同社の空調設備工事は、快適性、省エネルギー性、安全性を確保した空調環境を提供する点に特徴がある。施工段階では、機器据付や配管、ダクト工事を適切に行い、施工後は点検・保守を通じて設備の安定稼働と長寿命化を支えている。官民双方の発注者に対し、工期と品質の確保を重視し、依頼関係の維持、強化につなげている。

<施工実績>



新宿区：新宿消防署



川口市：芝スポーツセンター

出典：同社HP

2) 衛生設備工事

給水・給湯配管、排水・通気配管、衛生器具、ポンプ・貯水槽等の設置・更新を行い、老朽化配管の更新や用途変更に伴う増設・改修等、建物の状況に応じた設備更新を行っている。

施工後は点検・修繕や不具合対応を通じて、建築物の衛生環境の維持に寄与しており、特に病院、福祉施設、学校等の衛生管理が求められる施設では、安定した設備稼働を支えている。

同社は、設備工事における品質確保を重視しており、施工前のリスク把握、施工中の確認、完了後の検査を通じて、不具合の防止に努めている。また、グループ内で施工事例やトラブル事例を共有し、品質マネジメントの標準化と改善に取り組んでいる。

品質方針

1. 顧客のニーズと期待に応えた製品とサービスを、当社の技術を駆使して提供する
2. 品質マネジメントシステムの要求事項を満たし、その有効性を継続的に改善することにより、品質上の不具合発生を撲滅する
3. 従業員と経営層のベクトルを合わせ、顧客満足度の改善のスピードアップをはかる
4. 当社のシステムの実行と改善に必要な資源を確保する

< ISO9001 登録証 >

登録証

登録番号: Q1650

株式会社アルファ企画

貴組織の品質マネジメントシステムは、当財団による審査の結果、下記に記載される製品、プロセス又はサービスの範囲で、適用規格に適合していることを証明します。

適用規格 : JIS Q 9001 : 2015 (ISO 9001 : 2015)

適用する製品、プロセス又はサービス : 建築空調・衛生設備工事の設計・施工・監理及び保守サービス

各事業所の所在地及び各事業所に該当する製品、プロセス又はサービス : 本社 : 埼玉県蕨市塚越 7-33-3
静岡営業所 : 静岡県熱海市昭和町 19-17
〔建築空調・衛生設備工事の設計・施工・監理及び保守サービス〕

本店 : 埼玉県川口市並木 2-34-8
東京支店 : 東京都台東区東上野 3-33-8
〔支援活動〕

有効期限 : 2027 年 11 月 27 日

最新発行日 2024 年 10 月 25 日

更新日 2024 年 11 月 28 日

初回発行日 2006 年 11 月 28 日



一般財団法人

ベターリビング

システム審査登録センター

東京都千代田区富士見 2 丁目 7 番 2 号

理事長

上級品質管理官

眞鍋 純

吳 祐一郎

出典 : 同社提供資料

3. 地域との関連性

同社は、事業活動を通じて地域の設備インフラ整備に貢献するとともに、地域行事への参加や社内クラブ活動を通じて、地域社会・地元企業との関係性の維持・強化に努めている。特に、川口市で行われる祭りへの寄付やゴルフ部の活動は、地域とのつながりを意識した取組みとして位置づけられている。

【川口市たたら祭りへの寄付を通じた地域行事への貢献】

本店を置く川口市で開催されるたたら祭りへの寄付により、地域行事の運営・継続を側面から支えている。川口市たたら祭りは、地域住民や地元企業が参加する恒例行事であり、地域のにぎわい創出や世代間交流の場として重要な役割を果たしている。同社はこの趣旨に賛同し、地域コミュニティの一員として支援を行っている。また、川口市たたら祭りへの継続的な寄付を通じて、地元自治体や商工団体、他の地元企業との関係性、地域での信頼関係や情報交換の機会の拡大にもつながっている。

【ゴルフ部の活動によるネットワーク形成と地域企業との交流】

同社のゴルフ部は、地域の競技大会への参加に加え、「日本スクランブルゴルフ選手権」や「全日本スクランブルアマチュアゴルフ選手権」等、競技性の高いアマチュア大会に挑戦している。社内メンバーに加え、取引先や関連会社のプレーヤーも加わる活動は、地域企業との交流促進やネットワーク形成に寄与し、挑戦を重んじる同社の企業文化を体現する取組みとなっている。

< ゴルフ部活動の様子 >



出典：同社提供資料

4. 包括的分析

(1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、同社の管工事業について、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクト向上の取組みとして「健康および安全性」「水」「住居」「健康と衛生」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」「インフラ」が抽出された。ネガティブ・インパクト低減の取組みとしては、「現代奴隷」「自然災害」「健康および安全性」「賃金」「社会的保護」「民族・人種平等」「その他の社会的弱者」「気候の安定性」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」が抽出された。

インパクト分析ツールの結果に加えて、同社へのヒアリング等から個別要因を加味し、インパクトエリア／トピックを特定した。その結果、ポジティブ・インパクト向上の取組みに「教育」を、ネガティブ・インパクト低減の取組みに「ジェンダー平等」「年齢差別」「水域」を追加した。また、「住居」をポジティブ・インパクト向上の取組みから削除、「現代奴隷」「自然災害」「賃金」「民族・人種平等」「その他の社会的弱者」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」をネガティブ・インパクトの低減の取組みから削除した。

【追加項目】

インパクトエリア／トピック	追加した理由
教育 (PI)	資格取得支援に関する取組みを行っているため
ジェンダー平等 (NI)	女性管理職登用の拡大によるダイバーシティ経営に関する取組みを加味したため
年齢差別 (NI)	高齢者の雇用創出に関する取組みを加味したため
水域 (NI)	現場で発生する排水について、処理の手順・ルールを遵守し、適切に処理されたうえで排水する体制となっているため

【削除項目】

インパクトエリア／ トピック	削除した理由
住居（PI）	事業活動と住居との関連性がないため
現代奴隷（NI）	事業における強制労働は行われていないため
自然災害（NI）	自然災害を引き起こすことや、悪化させる事業は行っていないため
賃金（NI）	同社の賃金が地域水準よりも高く、低収入かつ不規則な収入でないため
民族・人種平等（NI） その他の社会的弱者（NI）	適性重視の採用方針であり平等は確保されているが、現在外国人および障がい者の従業員はいないため
大気（NI）	事業による大気汚染のリスクはないため
土壌（NI）	事業活動を通じて、土壌の汚染に及ぼす影響は少ないため
生物種（NI）	同社の事業活動は生物種を脅かす事業は行っていないため
生息地（NI）	同社の事業活動は生息地を脅かす事業は行っていないため

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	分析ツールにより抽出された インパクトエリア/トピック		個別要因を加味した インパクトエリア/トピック	
			ポジティブ・ インパクトの 向上	ネガティブ・ インパクトの 低減	ポジティブ・ インパクトの 向上	ネガティブ・ インパクトの 低減
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		●		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		●		
	健康および安全性	—	●	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、 アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●		●	
		食料				
		エネルギー				
		住居	●			
		健康と衛生	●		●	
		教育			●	
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●	●	●	
		社会的保護		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等				●
		民族・人種平等		●		
		年齢差別				●
		その他の社会的弱者		●		
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●		●	
	インフラ	—	●		●	
環境	経済収束	—				
	気候の安定性	—		●	●	●
	生物多様性と生態系	水域				●
		大気		●		
		土壌		●		
		生物種		●		
		生息地		●		
	サーキュラリティ	資源強度		●		●
		廃棄物		●		●

(2) 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

<環境面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/ トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	インパクトの低減 ネガティブ・
環境負荷低減	・排水管理	水域		●
	・廃棄物の適正処理・削減 ・資源使用の効率化	資源強度 廃棄物		●
	・省エネルギーに関する取組み	気候の安定性	●	●

<社会面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/ トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	ネガティブ・ インパクトの低減
暮らしの安心 と衛生	・水の安定供給と衛生環境 への貢献	健康および安全性 水 健康と衛生	●	
健康経営・ 労働安全性	・人間ドックの実施 ・安全衛生管理基本方針の 策定 ・安全衛生協議会・技術部会 の開催	健康および安全性		●
ダイバーシテ ィ経営	・多様な人材の活躍	雇用	●	
		ジェンダー平等 年齢差別		●
人材育成	・多岐にわたる研修の実施	健康および安全性		●
		教育	●	
	・資格取得の推奨と報奨金 の進呈	教育 賃金	●	
		社会的保護		●
働きやすい 職場環境	・充実した福利厚生	社会的保護		●
	・待遇の向上	賃金	●	
ワークライフ バランス	・休暇取得の促進 ・時間外労働削減に関する 取組み	健康および安全性		●

<経済面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/ トピック	インパクト	
			イン パ ク ト の 向 上	ネ ガ テ イ ブ ・ イ ン パ ク ト の 低 減
本業を通じた 経済への貢献	・ パートナーとの共存共栄	零細・中小企業の繁 栄	●	
本業を通じた まちづくりへ の貢献	・ 地域インフラの維持向上	インフラ	●	

5. サステナビリティ活動

(1) 環境面での活動

同社は、設備工事が環境に及ぼす影響を重要な経営課題と捉え、建設現場で発生する産業廃棄物の適正な処理や省資源化に取り組んでいる。また、事業運営においてもペーパーレス化を進める等、日常業務での環境配慮を継続している。協力会社との連携を深め、環境負荷低減に向けて改善を進める方針である。

1. 環境負荷低減

【排水管理】

建設現場で発生する廃水については、元請であるゼネコンの管理方針に基づき、堰の設置等により汚水がそのまま排水されないよう適切に処理している。ゼネコンが定める排水処理の手順を遵守し、自社の施工が環境基準に適合するよう作業手順を徹底することで、水域への影響抑制に努めている。

【廃棄物の適正処理・削減】

同社の事業活動で発生する廃棄物は、建設現場で生じる機器、配管、保温材、パイプ類等、建築資材が中心である。現場で種類別に分別し、産業廃棄物処理業者で設置するコンテナに保管したうえで、満杯時に回収、処理される体制を整えている。分別の徹底と処理業者との連携により、不適切な保管や処理の防止を図っている。

【資源使用の効率化】

同社は、サーキュラーエコノミーの実現に向け、社内外で資源の最適化に取り組んでいる。

社内では、会議資料や社内資料の電子化を進めるほか、裏紙のメモ利用を継続することで、紙使用量の削減を図っている。協力会社向けの発注書は現状紙ベースが中心であるものの、今後は電子化を進め、紙資源の使用削減と業務効率化の両立を目指している。

一方、建設現場では、過剰な資材発注や余剰廃棄が発生しないよう、施工計画と発注管理を適切に行うことで、資源のムダを抑制している。

Ⅱ．気候変動対策

【省エネルギーに関する取組み】

気候変動問題への対応として、事業活動に伴うエネルギー使用量の削減や温室効果ガス排出量の抑制に向けた取組みを進めている。

顧客先へ納入する設備について、省エネルギー性能の高い機器を採用する方針としており、給湯器（エコキュート、エコジョーズ）や空調機器（エアコン）等の高効率機器を中心に導入している。これらの機器の採用を通じて、顧客施設におけるエネルギー使用量の削減と温室効果ガス排出量の抑制に貢献している。

また、社内においては、オフィス照明のLED化を完了しており、従来の照明に比べて消費電力を抑制している。加えて、社内規程に基づき消灯時間を設定し、不要な点灯を防止する運用を徹底している。

今後は、温室効果ガス排出量の把握・管理を進め、中小企業版 SBT 認証の取得を目指す方針である。これにより、科学的根拠に基づく排出削減目標を設定し、顧客への提供価値の向上と自社事業所における省エネルギー化の両面から、気候変動対策を体系的に推進していく。

(2) 社会面での活動

1. 暮らしの安心と衛生

【水の安定供給と衛生環境への貢献】

衛生設備工事を通じて、給水・給湯・排水設備を安全かつ安定的に整備・更新し、建物利用者をはじめ地域へ安心安全な生活用水の供給体制が維持されることで、水の安定供給という社会的ニーズに応えている。

また、衛生設備の適切な施工・保守により、漏水や詰まり等の衛生リスクを抑え、さらに空調設備工事により快適で清潔な室内環境を維持することで、利用者の衛生・健康的な環境づくりに貢献している。

Ⅱ. 健康経営・労働安全性

【人間ドックの実施】

労働安全衛生法に基づく年 1 回の定期健康診断について、一般的な健康診断ではなく人間ドックを標準とした受診体制を整えている。人間ドックの受診にかかる費用は会社が全額負担しており、従業員は経済的な負担を気にすることなく、充実した検査を受けることができる。

また、結果に基づき再検査が必要と判断された従業員に対しては、社長自らが声掛けを行い、再検査の受診の重要性や早期発見・早期治療の大切さを丁寧に伝えている。

このような体制を整えることで、従業員の健康保持・増進を積極的に支援している。

【安全衛生管理基本方針の策定】

日々の業務における安全性と健康保持を継続的に高めるため、毎年「安全衛生管理基本方針」を策定し、社員手帳への掲載を通じて全従業員への周知・徹底を図っている。

2026 年の安全衛生管理基本方針は、「原点に立ち返り一人一人が健康管理と安全衛生意識の向上に努める」と定めている。これに基づく安全目標として、「労働災害、損害賠償事故の絶無」を掲げ、従業員一人ひとりが自らの健康管理と安全行動に責任を持つ職場づくりを推進している。

具体的には、墜落・落下災害の防止、保護具着用による怪我・健康障害の防止、感電事故の防止、火災の防止、第 3 者災害の防止、安全施工サイクルの遵守等を重点実施項目として取り組んでいる。これらの重点項目については、現場での作業手順の確認や作業場の整理整頓、保護具の点検・改善、KY 活動・安全パトロールの実施等具体的な対策を講じ、安全確認や健康管理の徹底を図っている。

こうした基本方針に基づく継続的な取組みの結果として、直近では労働災害事故が 0 件となっており、労働災害の未然防止に着実な成果を上げている。

このように、安全衛生管理基本方針の策定を通じて、従業員の安全衛生意識の向上と労働災害の未然防止を継続的に推進し、より安全で健康的な職場環境の実現を目指している。

<労働災害事故>

	2023/12 期	2024/12 期	2025/12 期
事故件数	1 件	0 件	0 件
休業 4 日以上 の事故	0 件	0 件	0 件

出典：同社提供資料

【安全衛生協議会・技術部会の開催】

安全と健康を最優先とする企業姿勢を具体的な活動に結び付けるため、毎月「安全衛生協議会・技術部会」を開催し、安全衛生活動の継続的な強化を図っている。総務グループを除く全従業員が参加するほか、グループ会社である富士設備工業および友和設備工業の全従業員も参加し、グループ一体となった安全衛生管理を推進している。協議会では、各企業から現場の進捗状況、重点安全管理項目、重点品質管理項目について発表が行われ、情報共有と相互の改善提案を通じて、グループ全体の安全・品質レベルの向上につなげている。

協議会の主な目的は、次月の安全衛生重点項目の徹底、安全衛生情報、社内案件の連絡打ち合わせ、各作業所報告および技術検討等であり、現場の実情に即した安全対策を検討・推進している。

また、毎月の協議会にあわせて、「安全衛生・災害防止強調計画」を策定している。計画では、「熱中症予防強調月間」等、季節や作業内容に応じたテーマを設定し、社長からのメッセージとともに、具体的に「何をすべきか」を明確に記載している。これにより、単なるテーマにとどまらず、各職場での具体的な行動につながる安全衛生活動の展開を可能としている。

このように、同社およびグループ会社が一体となった全従業員参加型の安全衛生管理を実践し、職場の安全意識向上と災害防止に向けた取組みを継続的に強化している。

<2026 年 6 月 安全衛生・災害防止強調計画>

全国安全週間準備月間(6月1日～6月30日) 厚生労働省・中央労働災害防止協会

スローガン: 「多彩な人材 全員参加
みんなで育てる安全職場」

2026年月別 安全衛生・災害防止強調計画

〔6月度月間テーマ:熱中症予防強調月間〕

★ 社長メッセージ

- ・ 5月は寒暖差が大きい日がありました。今後度々**猛暑日**の発生が予想されます。
- ・ 自分の事は勿論、家族、仲間のためにも**健全な体調維持**に努めて下さい。



STOP! 熱中症 クールワーク
キャンペーン

【キャンペーン期間 5月～9月にすべき事】

STEP1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考にする事も有効

STEP2 既定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ① 暑さ指数の低減
- ② 服装
- ③ ブレークリング
- ④ 暑熱慣化への対応
- ⑤ 日常の健康管理
- ⑥ 休憩場所の整備
- ⑦ 作業時間の短縮
- ⑧ 水分・塩分の摂取
- ⑨ 健康診断結果に基づく対応
- ⑩ 作業中の作業員の健康状態の把握
- ⑪ 異常時の対応

準備期間に検討した設備対策を実施

準備期間に検討した服装を着用

作業開始前や休憩時間中に深刻体温を下げる

熱に慣らす為、7日以上かけて作業時間の調整 ※新入社員や休み明け作業者は別途注意する事

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量飲酒が熱中症の発生に影響を与える事を認識し、作業開始前に確認

準備期間に検討した休憩場所を設置

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患

④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

症状を顕著に行い声をかける、「バディ」を結ませる等作業員に互いの健康状態を確認する様指導

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知の徹底

少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を中止、全身を濡らして涼みすることにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)



【重点取組期間 7月にすべき事】

- ① 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じた対策を追加
- ② 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ③ 水分・塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ④ 作業開始前の健康状態の確認の徹底、監視頻度を増加
- ⑤ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ⑥ 熱中症の恐れがある者を見つけた時は、躊躇する事なく救急隊を要請



【準備期間期間 4月にすべき事】

- ① 労働衛生管理体制の確立 事業所ごとに熱中症予防管理者を委任し熱中症予防の責任体制を確立
- ② 作業手順・作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定
- ③ 休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保の検討
- ④ 教育研修の実施 管理者、作業員に対する教育を実施
- ⑤ 暑さ指数(WSI)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
- ⑥ 設備対策の検討 暑さ指数低減のための断熱な屋根、送風または冷房設備、散水設備の設置を検討
- ⑦ 服装の検討 通気性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
- ⑧ 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

労働安全衛生部・厚生労働省労働安全衛生局 監修

※感染症・インフルエンザ・コロナウィルス感染予防対策をお願いします。

出典：同社提供資料

Ⅲ. ダイバーシティ経営

【多様な人材の活躍】

性別や年齢にかかわらず多様な人材が安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでいる。

管理職に女性が1名在籍し、意思決定に近いレベルで女性が参画している点は、同社の多様性推進の姿勢を示すものといえる。現状では女性管理職は少数ではあるものの、今後は女性を含む多様な人材が役員・管理職として活躍できるよう、候補者層の拡大や育成、登用プロセスの見直し等を通じて、管理職層の多様化を段階的に進めていく。

また、定年は65歳と定められているが、65歳以降については特段の契約を設けることなく継続雇用している。70歳以降は、本人の希望や健康状態等を踏まえ、1年ごとの契約更新により雇用を継続している。現在、70歳以上の従業員が3名在籍しており、そのうち1名が現場職、2名が事務職として勤務している。高年齢層に対しても、個々の能力・経験に応じて現場・事務双方で活躍の場を用意している点は、世代を問わず意欲のある人材が継続して力を発揮できる仕組みとなっている。

今後も「働きやすさ」と「生きがい」の両立を目指したダイバーシティ経営をさらに推進していく。

IV. 人材育成

【多岐にわたる研修の実施】

同社では、「安全衛生協議会・技術部会」においてコンプライアンスおよび情報セキュリティ研修等、多岐にわたる研修を継続的に実施している。

コンプライアンス研修の一環として、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに関する基本的な知識や具体的な事例を取り上げ、「何が問題行為にあたるのか」「どのような言動が周囲に影響を与えるのか」を理解することで、職場でのハラスメント防止につなげている。

また、コンプライアンス研修として、実際に発生した災害・事事故例をもとにしたケーススタディを行っている。具体的な事例を題材とすることで、現場で起こりうるリスクを自分事として捉えられるようにし、原因や再発防止策について従業員同士が議論する機会を設けている。また、機械・材料の正しい取扱方法についても周知し、安全な作業手順を徹底することで、事故の未然防止につなげている。

さらに、他社の協議会で入手した災害・事故関連の資料や最新の安全情報については、幹部会または安全部会で必ず共有し、その内容を全従業員に周知する体制を整えている。社外の情報も積極的に取り入れ、自社だけでは得られない知見を共有することで、コンプライアンスと安全に関する学びを継続的にアップデートできる環境を構築している。

情報セキュリティ研修では、メールの適切な取扱方法、ウイルス・不正アクセスへの対策、顧客情報の管理等をテーマとし、日常業務の中で起こりうるリスクに焦点を当てている。実際に発生した事例をもとに、原因分析と対策を共有しており、単なる知識の習得にとどまらず、「なぜそれが起きたのか」「どうすれば防げたのか」を従業員自身が考える機会としている。

こうした多面的な研修を継続的に実施することにより、同社では、現場での安全確保と法令遵守の意識が組織全体に根付く環境づくりを推進している。

【資格取得の推奨と報奨金の進呈】

従業員一人ひとりの専門性向上と安全・品質レベルの向上を図るため、資格取得を積極的に推奨し、取得者には報奨金や手当を支給する制度を設けている。

毎月開催される「安全衛生協議会・技術部会」では、各種資格試験の案内を行い、受験スケジュールや試験内容、現場での活用場面等について情報提供している。これにより、自身のキャリアや担当業務に必要な資格を把握し、計画的に受験できるよう取得促進を図っている。

資格取得にかかる受験料は会社が全額負担しており、従業員は経済的な負担を気にすることなく、積極的にチャレンジできる環境を整えている。さらに、取得した全ての資格を対象に資格手当を支給しており、1級に該当する資格には月額1万円、2級に該当する資格には月額5千円の手当を支給している。

このような資格取得の推奨と報奨金の進呈を通じて、従業員の成長と会社の技術力・安全レベルの向上を両立させる仕組みづくりに取り組んでいる。

< 資格取得者一覧 >

資格名	人数
1 級管工事施工管理技士	18 名
2 級管工事施工管理技士	5 名
1 級電気工事施工管理技士	1 名
1 級土木施工管理技士	2 名
2 級土木施工管理技士	1 名
2 級建築施工管理技士	1 名
消防設備士（甲種 1 類）	6 名
監理技術者（管工事）	18 名
給水設備責任技術者	8 名
排水設備責任技術者	3 名
第三種冷凍機械責任者	2 名
低圧電気取扱業務	4 名

出典：同社提供資料

V. 働きやすい職場環境

【充実した福利厚生】

全従業員が社会保険に加入しているほか、団体保険や損害保険にも加入することで、従業員の生活基盤を幅広く支えている。これらの保険の契約者および保険料の負担者は会社であり、従業員本人だけでなく家族にも安心を提供できる設計としている。万が一入院が必要となった場合でも、保険により金銭的な負担を軽減できる体制を整えている。

住宅手当については、階級に応じて月額5万円から10万円を支給しており、従業員一人ひとりの暮らしに応じた支援を行っている。通勤手当は実費を満額支給しているほか、直接現場へ向かう場合は会社所有の車での通勤を可能としており、通勤にかかる負担を最小限に抑えている。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、産前産後休暇および育児休業制度を整備している。直近ではこれらの制度の利用実績はないが、制度設計を完了していることで、従業員が必要とするタイミングで円滑に取得できる体制を整えている。

これらの施策を通じて、従業員の心身の健康と生活の安定を両立させるとともに、安心して長く働き続けられる職場環境を実現している。

【待遇の向上】

同社では、毎年2万円程度のベースアップを実施しており、平均年収は同業他社と比較しても上位水準を維持している。

また、年2回社長が従業員一人ひとりと面談を行い、目標や自己評価の確認を実施しており、その内容を踏まえて給与を決定する仕組みとしている。これらの取組みにより、処遇面での公平性と納得感を高めつつ、従業員の意欲向上と待遇の継続的な向上を図っている。

VI. ワークライフバランス

【休暇取得の促進】

従業員が安心して長く働ける職場環境の整備として、休暇取得の促進にも注力している。有給休暇年5日以上取得率は100%であり、子どもの都合で早く退勤する等、個々の事情に応じた個別対応も行っており、家庭の状況に合わせて柔軟に働くことができるよう配慮している。こうした取組みにより、私生活と仕事の両立を支援し、従業員の働きやすさと定着率の向上につなげている。

<有給休暇取得日数>

	2023/12 期	2024/12 期	2025/12 期
有給休暇平均取得 日数	7.6 日	8.2 日	8.6 日
有給休暇 5 日以上 の取得率	100%	100%	100%

出典：同社提供資料

【時間外労働削減に関する取組み】

従業員の健康と働きやすさを重視し、時間外労働の削減に継続的に取り組んでいる。2025 年度の平均時間外労働時間は月 17 時間となっており、過度な長時間労働を防ぐための体制整備を進めている。事務部門においては、業務の平準化や効率化を進めた結果、事務職従業員は全員時間外労働ゼロを実現している。

また、毎月開催される「安全衛生協議会・技術部会」の場を活用し、早帰りの推進や業務の進め方に関する情報共有・意見交換を行うことで、時間内で業務を終えられ職場づくりを後押ししている。これらの取組みにより、従業員が心身ともに健やかに働ける環境が整い、業務効率や生産性の向上、企業全体の持続的な成長にもつながっている。

(3) 経済面での活動

1. 本業を通じた経済への貢献

【パートナーとの共存共栄】

「チャレンジ 50！2030」を掲げ、グループ会社全体で 2030 年までに売上 50 億円の達成を目標としている。この方針は社員手帳にも明記されており、全従業員で共有されている。自社単独の成長ではなく、グループ会社およびパートナー企業とともに成長していくことを重視している。

2026 年 8 月現在、同社の事業を支えるパートナー企業は工事業者 67 社、資材業者 19 社を合わせて 86 社にのぼる。これらのパートナー企業と連携しながら顧客のニーズに対応できる体制を構築しており、今後もパートナー企業数を増やしつつネットワークを拡大していく方針である。単に協力会社として取引するのではなく、お互いの強みを掛け合わせることで、より高付加価値な商品・サービスを提供できるよう努めていく。

こうした取組みにより、自社の成長だけでなく、パートナー企業の事業拡大や収益向上にもつながる関係性の構築を目指しており、グループ全体として共存共栄を実現していくことを大切にしている。

Ⅱ. 本業を通じたまちづくりへの貢献

【地域インフラの維持向上】

空調・衛生設備工事を通じて、オフィスビル、商業施設、病院、福祉施設、学校、公共施設等、多様な建築物の設備インフラを整備・更新し、建物の快適性・安全性の確保に寄与している。

さらに、設計・施工・保守まで一貫して対応することで、設備の長寿命化や安定稼働、不具合の未然防止を図り、地域社会を支える建築設備インフラの機能維持と信頼性向上に貢献している。

6. KPI の設定

特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、同社の持続可能性を高める項目について、以下のとおり KPI が設定された。

また、KPI を設定しないインパクトエリア/トピックについても、適切な取組みがなされていることを、引き続き確認していく。

【ネガティブ・インパクトとして特定しているものの、KPI を設定しないもの】

インパクト	設定しない理由
社会的保護	福利厚生が充実していることに加え、同社で推奨する資格を取得した際に報奨金を進呈しており、それらの取組みは今後も継続するため
年齢差別	再雇用制度を運用済みであり、65 歳以上のシニアの雇用実績もあり、シニアに対する取組みを十分行っているため
水域	廃水を適切に管理・処理することで十分に抑制が図られており、今後も取組みを継続していくため
資源強度	社内外での資源の有効活用に取り組むことによりネガティブ要素が十分抑制されており、今後もこの活動を継続して行っていく方針であるため
廃棄物	事業で排出される廃棄物を外部事業者に委託して適切に処理していることから、廃棄物は十分に抑制されており、今後も取組みを継続していくため

(1) 環境面

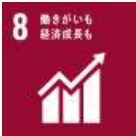
インパクトエリア/ トピック	気候の安定性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	環境負荷低減
取組内容	温室効果ガス排出量の削減を通じて、気候変動対策に貢献する
KPI（指標と目標）	・2030年度までに中小企業版SBT認証を取得し、以降認証を維持・継続する
関連する SDGs	

(2) 社会面

インパクトエリア/ トピック	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	健康経営・労働安全性
取組内容	労働安全性向上の取組みを通じて、従業員の安全を確保する
KPI（指標と目標）	・休業4日以上労働災害件数ゼロ件を継続する (2025/12期：0件)
関連する SDGs	

インパクトエリア/ トピック	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	ワークライフバランス
取組内容	業務効率化を通じて、時間外労働時間を削減させる
KPI（指標と目標）	・2030/12期までに平均月間時間外労働時間を15時間未満に抑制する（2025/12期：18時間）
関連する SDGs	

インパクトエリア/ トピック	教育
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの向上
テーマ	人材育成
取組内容	資格取得支援等を通じて、従業員のスキル向上と企業の競争力向上に貢献する
KPI（指標と目標）	・ 2030/12 期までに 1 級管工事施工管理技士を 5 名増加させる
関連する SDGs	

インパクトエリア/ トピック	ジェンダー平等
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	ダイバーシティ経営
取組内容	社内制度の整備や研修の充実を図り、多様な人材が活躍できる職場環境を整備する
KPI（指標と目標）	・ 2030/12期までに女性管理職を2名増加させる (2025/12期：1名)
関連する SDGs	  

(3) 経済面

インパクトエリア/ トピック	零細・中小企業の繁栄
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの向上
テーマ	本業を通じた経済への貢献
取組内容	パートナー企業を増やし、より高付加価値な商品・サービスを提供することで、様々な企業の繁栄に貢献する
KPI（指標と目標）	・ 2030/12 期までにパートナー企業を 100 社以上にする (2025/12 期 : 86 社)
関連する SDGs	

7. マネジメント体制

同社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、北村泰人代表取締役が中心となり、自社の事業活動の棚卸を行い、インパクトレーダーやSDGsとの関連性について検討したうえでKPIを設定した。

本ファイナンス実行後においても、北村泰人代表取締役を最高責任者として、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を実施する。

< KPI の達成に向けた活動の実施体制 >

最高責任者	代表取締役 北村 泰人
-------	-------------

8. モニタリング

本ファイナンスで設定した KPI の進捗状況については、同社と足利銀行の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施する他、日々の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

足利銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは足利銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI の達成に向けてサポートを行う。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化等により KPI を変更する必要がある場合は、同社と足利銀行が協議のうえで、再設定を検討する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、足利銀行が同社から提供された情報と、足利銀行が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対して評価を実施しており、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCRから、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
3. 足利銀行は、本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社足利銀行

法人コンサルティング部 部長代理 相川 拓哉

法人コンサルティング部 部長代理 小黒 栞

〒320-8610

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号

TEL：028-626-0376